

【被扶養者異動申請時 提出書類一覧表】

- ★事実発生日から原則5日以内(健康保険法施行規則第38条)に、「被扶養者異動届」に必要書類を添え、事業所経由で提出してください。  
(※事実発生日から31日以上経過して書類を当健保へ提出された場合は、原則「当健保受領日」での処理となります)
- ★申請内容に応じ、提示している必要書類のほかにも、当健保判断により書類の追加提出を依頼する場合がありますので、ご了承ください。
- ★各証明書類は、交付日より3箇月以内のものが有効です。
- ★年齢は「申請時の年度末時点での高年齢」で表を確認してください(※年度＝当年4/1～翌年3/31)

<申請者全員必須提出書類>

提出書類	申請者の続柄										発行元、入手先	備考		
	同居でなくても可					同居が条件								
	配偶者	子			父母、 祖父母	兄弟姉妹、孫			その他					
18歳以上 (学生)		18歳以上	18歳未満	18歳以上 (学生)		18歳以上	18歳未満	義父母、 義祖父母	18歳以上	18歳未満				
■被扶養者(異動)届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当健保HP	■75歳以上の後期高齢者医療制度該当者は、扶養申請できません
■家族状況表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	当健保HP	■出生による申請以外は全員提出(但し、ひとり親の場合は出生による申請でも必要) ■18歳以上の申請は一人につき一部必要
■世帯全員分の住民票(※続柄表示アリ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市区町村	■マイナンバー表示は省略可
■戸籍謄本	※住民票で続柄確認ができない場合のみ必要										市区町村	■ひとり親の方で実子を扶養申請する方は、戸籍謄本は提出必須		

<下記状況に該当する提出書類も必要です>

申請認定対象者の状況	提出書類	申請者の続柄										発行元、入手先	備考	
		同居でなくても可					同居が条件							
		配偶者	子			父母、 祖父母	兄弟姉妹、孫			その他				
18歳以上 (学生)	18歳以上		18歳未満	18歳以上 (学生)	18歳以上		18歳未満	義父母、 義祖父母	18歳以上	18歳未満				
① <夫婦共同扶養確認> 【子の申請】で、当健保で扶養認定されていない配偶者がいる場合	配偶者の「年間収入見込額証明書」 ※前年の所得証明書は原則不可	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	配偶者勤務先又は税務署	■配偶者が個人事業主の場合は③の書類 ■出生による申請で配偶者も当健保被保険者の場合は、年間収入証明書等は不要 ■配偶者が育休休業等を取得している場合は、「年間収入見込額証明書」の代わりに、「育休休業取得時収入見込額証明書(夫婦共同扶養申請時用)」提出が必要。但し、配偶者も当健保組合の被保険者の場合は、原則不要
② 当健保で扶養認定されていない18歳以上の同居家族がいる場合	■無収入 「所得証明書」	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	市区町村	■前年から現在まで無収入、または年金収入のみの場合必要
③ ※今回扶養申請したい対象者以外の同居家族を指しています	■給与収入あり 「直近3ヶ月分の給与明細書」 「給与(支払)見込証明書」の何れか(写)可	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	勤務先	■申請時点で収入がある場合必要
④ (例、18歳以上の同居兄弟がいる場合、その兄弟の提出書類が必要です)	■給与以外の収入あり 「個人事業、不動産等の場合=③の書類」 「年金受給の場合=⑩の書類」	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	税務署 年金事務所	
⑤ 結婚した	「戸籍謄本」 「婚姻届受理証明」の何れか	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	市区町村	■本通を提出
⑥ 内縁の妻(夫)を扶養にいたい	被保険者、申請被扶養者双方の「戸籍謄本」	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	市区町村	■本通を提出
⑦ 離婚による子の扶養義務者の変更	「戸籍謄本」	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	市区町村	■離婚日が記載されているもの ■本通を提出
⑧ 一度も働いたことがない、1年以上無収入	「所得証明書」	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	市区町村	■年金収入のみの場合も所得証明書必要
⑨	■無収入 「所得証明書」	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	市区町村	■前年から現在まで無収入、または年金収入のみの場合に必要
⑩	■雇用保険未加入 「退職時の源泉徴収票(写)」 「事業主が証明した退職証明書(離職票交付有記載アリ版)」の何れかひとつ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	元勤務先	
⑪	■失業給付受給を予定している 「雇用保険受給資格証」両面(写)又は、 「雇用保険受給資格通知」両面(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ハローワーク	■日額3,612円以上の場合、待機期間、給付制限期間のみ認定可
⑫ 退職した(申請時点で無職)	■失業給付受給を予定しているが、失業給付受給開始時期を延長申請した 「離職票1.2」(写) 「受給期間延長通知書」(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ハローワーク	
⑬	■失業給付受給中 「雇用保険受給資格証」両面(写)又は、 「雇用保険受給資格通知」(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ハローワーク	■日額3,612円以上、(障がい年金受給者または、60歳以上の方は5,000円以上)の場合は、認定不可
⑭	■失業給付の受給終了 「雇用保険受給資格証」両面(写)又は、 「雇用保険受給資格通知」(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ハローワーク	■「支給終了」と印字されたものを提出
⑮	■離職票をもらったが、受給申請しなかった 「離職票1.2」(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	元勤務先	
⑯	■離職票をもらなかった 「雇用保険資格喪失確認通知書(被保険者通知用)」(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	元勤務先	
⑰ 自営業を廃業した	「廃業届出書」(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署	■税務署の受領印があるものを提出 ■※1=対象の場合のみ提出必要
⑱ 働いている	■パート、アルバイト収入あり 「直近3ヶ月分の給与明細書」 「給与(支払)見込証明書」の何れか(写)可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	勤務先	
	■自営業等の個人事業、不動産収入等あり 「確定申告」(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	税務署	■税務署の受領印があるもの(e-Taxの場合受信通知データ、申告データ印刷可)
⑳ 年金受給中(国民、厚生、基金、遺族、障がい等)	「振込通知書(年金支払改定通知書)」(写)	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	年金事務所	■「最新のものを」提出
㉑ 学生	「在学証明書」	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	学校	■本通を提出
㉒ 別居の場合	■別居先が単身の場合 「送金額を証明する書類」(写) ※継続的直近3ヶ月分	○	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	金融機関等 市区町村	■申請する家族へ送金していることがわかるもの(写) ・振込、現金書留に限る ・手渡しや同一口座での預け入れ・引き出しは不可 ■※2=単身赴任による別居は不要。但し、代わりに別居先の賃貸借契約書(写)を提出 ■※3=通学の為別居している場合は、送金証明書は在学証明書で代用可し不要とするが、23歳以上の学生は提出が必要
㉓	■別居先に同居家族がいる 別居先、同居家族の「所得証明書等」(写)	/	/	/	○	○	○	/	/	/	/	/	市区町村 年金事務所等	■最新のものを

被扶養者認定ための取り扱い要領表

<2024年3月13日>

区分	取扱	備考
1	<b>【被保険者と同一世帯の場合】</b> ①年間収入が130万円未満【※認定基準月額/108,334円以下】 (但し、60歳以上または障がい者は180万円未満【※認定基準月額/150,000円以下】) *恒常的(3箇月連続)に認定基準月額以上の収入がある場合は、年間収入以上の収入を得る「見込み」が立ったと判断するため認定できません ②年間収入が被保険者の2分の1未満 (但し、学生は除く)※22歳到達年度の3月31日まで ③一人あたりの生計費の判定	<b>【収入の種類】</b> 勤労による収入 (パート、アルバイト含む) 各種年金収入 事業収入 恩給 社会保険給付金 休業補償費 不動産収入 利子 配当金 仕送り等
	収入のある場合 ※①～③の項目全てを満たしていること <b>【被保険者と同一世帯にない場合】</b> ①年間収入が130万円未満【※認定基準月額/108,334円以下】 (但し、60歳以上または障がい者は180万円未満【※認定基準月額/150,000円以下】) *恒常的(3箇月連続)に認定基準月額以上の収入がある場合は、年間収入以上の収入を得る「見込み」が立ったと判断するため認定できません ②年間収入が被保険者からの援助(仕送り)より少ない ③一人あたりの生計費の判定	
2	共働き夫婦の子 年間収入の多い方 (過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだもの)	保保発0430第2号 (夫婦共同扶養)
3	雇用保険を申請並びに受給中の者 ・雇用保険受給中の者は、受給日額3,612円未満であれば認定 ・60歳以上の場合は、受給日額5,000円未満であれば認定	受給日額3,612円は失業給付のみの額であり、その他に収入がある場合は、同表の「区分1」による
4	単身赴任による同一世帯 会社の転勤発令により、単身赴任し別居となった場合は、一時的なものとする (但し、同一世帯によることを条件とする被扶養者は家族との同居を前提とする)	
5	被扶養者異動届の内容に虚偽の事実がある場合 保険給付費の返還請求権は、民法167条の「債権、他の財産権の消滅時効」の条項によって10年間遡って行使できることに留意	

<p>&lt;補足&gt;</p> <p>★「年間収入」とは、扶養の事実が発生した日以降の見込収入額とする。</p> <p>★「認定基準額」とは・・・                      130万円の場合、12ヶ月で除した額＝108,334円                      180万円の場合、12ヶ月で除した額＝150,000円</p> <p>★「仕送り」の場合は、次の3項目をいずれも満たしていること。                      (1)仕送下限額一人につき、月50,000円、(2)振込または書留での仕送りとし、(手渡し不可)、(3)毎月、定期的、継続的であること。</p> <p>★「一人あたりの生計費」の判定とは・・・                      (※一人あたりの生計費の判定は原則、「配偶者、子(18歳未満、22歳到達年度末3月31日まで学生)の方は除外)</p> <p><b>【被保険者の年収・・・①】</b>                      (標準報酬月額×12ヶ月+過去1年間に支給された標準賞与額)                      ※資格取得と同時に認定する場合は、今後1年間の見込額</p> <p><b>【被保険者と被扶養者の合計人数・・・②】</b></p> <p><b>【①÷②＝現在の被保険者の世帯における年間生計費・・・③】</b></p> <p><b>【申請被扶養者の年間収入・・・④】</b></p> <p>③と④を比較し、③&gt;④であればよい</p> <p>★「夫婦共同扶養」の基本的な考え方とは・・・                      年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内であれば、届出により主として生計を維持する方の被扶養者としてすることができる。逆に、差額が1割を超えた場合は、年間収入の多い方の被扶養者となる。</p> <p>★同居／別居の基準とは・・・                      健康保険法第3条7項に定められている「世帯」とは、住居と生計をともにする社会生活上の単位であるとされている。                      つまり、同一の世帯に属さないことは、住居または生計のいずれか或いは、その両方が別であると考えられることから、【住民票同一世帯】となっている場合のみ、同居として扱う。                      また、住民票が同一住所表記であっても、世帯分離により、世帯が別になっている場合は「別居」、住民票上で同一世帯に属しているも、生活の実態が別居であると確認できた場合も「別居」として扱う。</p>
--